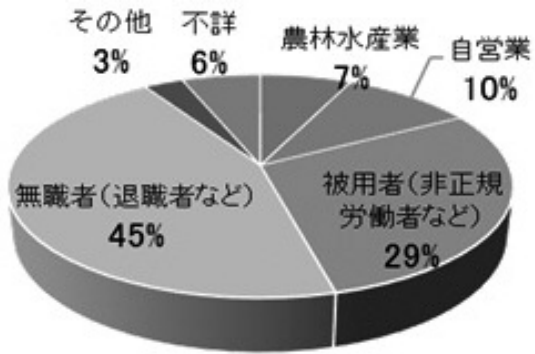


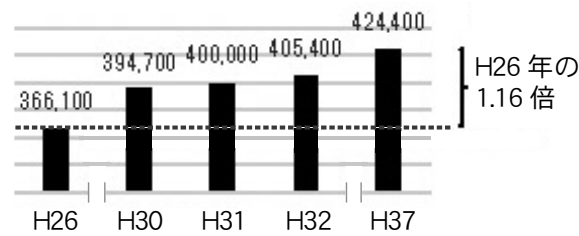
《平成30年4月から》 新たな国保制度が始まります 道民みんなでお互に国保を支えます

国民健康保険は、勤務先の健康保険など、他の医療保険に加入していない方が加入する医療保険で、町民の約3分の1の方が加入しています。
現在の国保は津別町が単独で運営していますが、平成30年4月からは、北海道も道内全ての市町村とともに国保の運営を担うことになり、全道で同じ水準の保険料（料）の負担を目指すこととなります。

①国保加入者世帯の職業（H27 北海道全体）



②国保一人当たりの医療費（単位：円）



【国保が抱える課題】

▶国保の加入者に高齢者が多く、医療費の水準が高い。

▶一人当たりの医療費が年々増加、平成37年には現在の約1.16倍に。

▶所得の低い加入者、年金受給者が多く、保険税負担が重い。

北海道の役割

新たに国保の運営に加わり、安定的な財政運営の中心となり、次の業務を行います。
・市町村ごとの標準保険料（料）率を算定、公表
・事務の効率化、標準化、広域化の推進



町の役割

これまでどおり、身近な窓口として、次の業務を行います。
・保険料（料）の決定、徴収

・資格管理（保険証の発行など）
・医療給付の決定、支給
・各種検診や保険事業の実施
なぜ、国保制度の見直しが必要なのか

少子高齢化や人口減少によりこのまま加入者が減っていくと、市町村のような小さい単位で運営するには財政上の限界が来ます。
その為、現在も地域によって保険料が異なり、公平な負担となっていないため、そこで、運営の単位を全道に拡大し、安定した制度となるように見直しをします。

次の保険証の更新時期は、平成30年7月下旬を予定しています。

◆ 学生用の保険証をお持ちの方は、従来どおり3月です。

問い合わせ先

保健福祉課
健康医療グループ国保担当
☎76-2151
(内線228)

津別町国民健康保険 後期高齢者医療 に加入の皆様へ

年に1度は健診を受けましょう

津別町では、国民健康保険又は後期高齢者医療に加入の皆様へ、毎年健診を受けるようご案内しております。本年度の集団健診は既に終了しておりますが、個別に申し込んで頂ければ、津別病院等で健診を受けることができます。

健診は病気の早期発見だけでなく、肥満や高血圧などの生活習慣病のリスクを見つけ、より早く生活習慣を改善することで、病気の発症や悪化を予防します。今年度まだ健診を受けていない方は、ぜひ役場保健福祉課健康医療グループまでご相談ください。



《健診を受けられる医療機関》

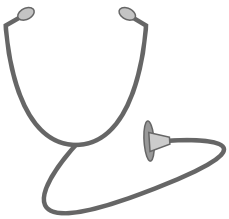
国保加入者：津別病院、美幌田中医院
網走厚生病院
後期加入者：津別病院、網走厚生病院

医療費通知に自己負担額が表示されます

国保加入者の方には年6回、後期加入者の方には年2回、医療費通知をお送りしています。次回からお届けする通知書（国保分は平成30年2月上旬、後期分は3月上旬）から、医療費の自己負担額が表示されるようになります。

自己負担額の表示により確定申告での医療費控除への利用が可能となります。

ただし、平成29年途中からの表記となる為、不足分については従来の方法（医療機関の領収書等）により手続きをされるようお願いいたします。



高額介護合算療養費について

【後期高齢者医療関係】

医療制度と介護制度を両方利用されている世帯について、合算した自己負担額が一定額を超えた場合、申請することで払い戻しをします。

対象となる方には北海道後期高齢者医療広域連合からお知らせが届きますので、届きましたら役場1階⑨番窓口（後期高齢者医療担当）で手続きをされるようお願いいたします。



《問い合わせ先》 津別町役場 ☎76-2151

- ・健診に関する事
- ・医療費通知、高額介護合算に関する事
- ・確定申告に関する事
- 保健福祉課健康医療グループ
- 保健福祉課健康医療グループ
- 住民企画課税務収納グループ
- 健康推進担当⑩番窓口(内線231・232)
- 国保担当⑨番窓口(内線228・229)
- 税務担当⑥番窓口(内線220・221)